

## 鹿児島市総合計画審議会起草委員会の設置について

## 1 目的

市長の諮問に係る審議会の答申案を起草するため、鹿児島市総合計画審議会（以下、「審議会」）に起草委員会を置く。

## 2 委員

委員長及び委員は、審議会委員の中から会長が指名する。  
起草委員会の構成は、4名（委員長1名、委員3名）とする。

## 3 設置期間

平成23年5月下旬～7月上旬（予定）

## 4 会議の開催回数及び内容

3回（予定）

第1回	起草委員会の運営、審議会意見の整理
第2回	答申（案）について
第3回	答申（案）について

## 5 設置根拠

鹿児島市総合計画審議会運営要綱第3条

《参考》

鹿児島市総合計画審議会運営要綱（抜粋）

（起草委員会）

第3条 会長は、市長の諮問に係る審議会の答申案を起草するため必要があると認めるときは、審議会に起草委員会を置くことができる。

2 起草委員会に属する委員は、会長が指名する。

3 起草委員会に委員長を置き、会長が指名する起草委員会の委員がこれに当たる。

4 委員長は、起草委員会の事務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、会長が指名する起草委員会の委員がその職務を代理する。

6 起草委員会の会議については、条例第5条の規定を準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「起草委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。